

令和2年度 第2回岡山県消費生活懇談会 議事概要

1 開催概要

(1) 日時

令和2年10月29日（木）14時30分から16時30分

(2) 場所

ピュアリティまきび 2階「孔雀」の間（岡山市北区下石井二丁目6-41）

(3) 出席者

ア 消費者委員

榊誠司委員、中里房子委員、神崎昌子委員、中園麻由美委員、久世英一委員

イ 生産・流通関係者委員

足立周子委員、吉田公子委員、上原輝子委員、野口重明委員

ウ 学識経験者委員

大本崇委員（副会長）、岩崎充宏委員、田村久美委員、佐藤豊信委員（会長）

エ 教育関係者委員

壬生実千代委員、山部賢治委員、桑元秀明委員

オ 事務局（岡山県）

伊藤敦哉県民生活部長、上野和也消費生活センター所長、倉森隆くらし安全安心課長 外

2 開会

(1) 岡山県県民生活部 伊藤部長 挨拶

- ・ 県内では高齢者を中心に、特殊詐欺による被害が多発をしており、今年1月から8月末までの被害額は3億5千万円を超えている。
- ・ 若者の間では、友人の紹介による高額な投資用USBメモリを購入させるトラブルが後を絶たないなど、消費者被害の状況は大変厳しい状況にある。
- ・ 県では特殊詐欺への注意を呼びかける新たなテレビCMの放送、ポスター、新聞広告などで啓発に取り組んでいるところであり、引き続き消費者被害の発生・拡大防止のために、継続的な広報啓発をはじめ、県や市町村の相談体制の一層の充実・強化に取り組みたい。
- ・ 本日は前回の御意見も踏まえて素案について御審議いただくので、委員の皆様から忌憚のない御意見をいただきたい。

(2) 事務局報告（懇談会開催要件等）

- ・ 19名中16名の委員の参加をいただいております、懇談会規則第6条第3項に規定する開催要件を満たしている。
- ・ 本会議は「岡山県消費生活懇談会の公開に関する方針」に基づき公開するが、本日の傍聴者はいない。
- ・ 議事概要については、委員に確認いただいた後、県ホームページで公開する。

3 議題

(1) 協議事項

ア 第4次岡山県消費生活基本計画（仮称）素案 <資料1>

イ 消費生活に関する県民意識調査報告書（概要版） <資料2>

会 長	第2回目の会議になり、検討するのは本日が最後ということになるので忌憚のないご意見等を出していただきたい。資料について事務局から説明をお願いしたい。
事務局	※ 資料1、資料2により基本計画（仮称）素案について説明
会 長	第2章「消費生活をめぐる現状と課題」のところで、現在がどうなっているかというデータを示して、現状が良いのか悪いのか、あるいはどんな問題を抱えているのか、ということの説明をしていると思うが、ちょっと分かりにくいところがあるので質問する。 7ページ「年代別相談割合の推移」で、不明というのがすごく増えてきているが、これはどういうことなのか。例えば20才未満、20～39歳、40～59歳、60歳以上は年代別相談の割合はほぼ比率的にそう変わっていないが、不明というのがすごく増えてきているが、これはどういうことなのか。
事務局	相談は消費生活センターの方で受けているが、電話相談がメインで、住所、相談者の年齢等を聞いているが、年齢の答えがない場合は不明ということで分類している。
会 長	9ページ「188（いやや）の認知度」のパーセントが低く、それが目標値になっているが、188というのは、我々が普通何かあったときに思う110番と同じだと思うので、目標値は100%ではないのか。
事務局	「消費者ホットライン188（いやや）の認知度」ということで、言葉も内容も知っているという方が15.8%だ。言葉だけを知っている方を入れると5割を超えるが、なかなか認知度が低いということであり、いたるところで188をPRして認知度を上げることに非常に力をいれている。テレビCMもそうだが、今回の「県民意識調査の概要版」の後ろにも、188に掛けるとこんな良いことがあるというようなことも含めて周知をしている。言葉だけを知っているは57%で、かなり普及できたと思うが、今回はそれ以上の、内容も含めて周知していく必要があるということ頑張りたい。目標の30%というのは国の目標に準じて設定している。30%が高いか低いかということもあるが、少なくとも188という言葉を知っている、内容を知らなくても言葉だけを知っている、というのは決して30%で良いとは思っておらず、ご指摘のとおり、ほぼ皆が知っていることを目指すが、内容まで知っているを30%に目標設定しているところである。
会 長	その考え方では駄目だ。普通の生活をしていて、お年寄りも含めて、本当に何か困ったら110番しましょうと普通思うはずだ。そういう人がいるから警察もすぐ来てくれて、犯罪も未然に防げるということになるわけだ。188を知っている人まで入れると50%あるが、中身も知らないということであれば、そのことが大きな問題であって、県の方からの情報発信が十分なされていないということなので、少なくとも消費生活に関して何か起きたら110番するのと同じように188にすぐ思いついて電話できるような体制を作るにあたり、100%を努力目標として県が取り組まなければならない。30%で良いとかそんなこと言っていたら駄目だ。インターネットに繋いで、どこかに相談するのはお年寄りにはできないが、188に掛けるだけだったらお年寄りの方がすぐにできるはずなので、それを進めなければならない政策だと思うのでぜひ検討いただきたい。
委 員	第3章、20ページだが、【重点目標2】＜重点施策3＞の「若年者への消費者教育の推進」のところで、民法改正がもう目前に迫っていて成年年齢が引き下げられるので、

若者の消費者被害を防止するためにこの項目を入れるのは当然のことで、とても重要なことだと思っている。ただ、先ほども説明のときに言われたが、その前の【重点目標1】の「ライフステージに応じた消費者教育の実施」の学校教育のところとどうしても重なってしまうのは、ここの〔施策の方向1〕の書き方が、小学校、中学校で始まっていて、要するに学校関係全部を施策に入れるような形で書いてあることに起因するところもあるのではないか。やはり成年年齢引き下げでターゲットになる18歳、高校3年生の消費者被害を防止するというのであれば、その前の高校1、2年、16歳17歳の方が当事者になるので、そこに対するピンポイントの消費者教育という項目を作るのであれば、成年年齢引き下げの2020年を含んだ5年間の計画なので、高校1年、2年生に対して、ここに書いてあるような「社会への扉」を使った消費者教育を本当に100%やっていくところに特化した、実践的な消費者教育が実践可能な学校になることが大切であるということが分かる【重点目標2】になるよう少し書き方を工夫してもらいたい。

それと併せて質問になるが、31ページにある第4次基本計画の目標値の一番下、若年者への消費者教育の推進のところの数値、高等学校の消費者教育を5年間で100%にすることだが、2年前のこの会議で少し議論になったのだが、ここに公立と書いてあり、今の高校生の割合でいくと私立の高校生は38%ぐらいいると思うので、それだけ大きなボリュームのところの私立高校の1、2年生に対しての消費者教育をどう考えているのか。

事務局

ご指摘のとおり議論があったことは承知しているが、私学はその自主性、主体性が非常に尊重されており、県の教育委員会の指導の外ということになれば、指標として非常に立てにくいこともあり最終的には外している。ただ実際のところは、毎年「社会への扉」の教材を配布するときには私学の方にも呼びかけをし、必要などころには冊子を提供しているので、今回の目標値の設定外になるが、決して私学だから特に普及する必要がないという認識ではなく、実践的な消費者教育教材の活用は私学も含めているという認識である。

委員

20ページの一冊下の〔施策の方向1〕に、幼・小・中・高とあるが、幼稚園生は消費をするような対象ではないのではないかと。前回の中学校の方から「何でもかんでも学校に言われて困っている」とあったように、幼稚園の先生まで教員の指導力だということと幼稚園まで入れないといけなのか。また小学生も主体的な消費者なのか。ピンポイントで高校の1年生、2年生、中学校はあっても良いのかもしれないが、幼稚園までしないといけなのか。これまで幼稚園の先生に勉強しなさいと言うのは非常に負担になるのではないかと。

事務局

幼稚園については、県消費生活センターで発達段階別教材の紙芝居を2種類、幼稚園、保育園向けに作っており、その紙芝居等の使用方法を作成したときに講習会等を開いているし、使用した感想等を子どもの方に送ってもらい、お買い物にお母さんについて行ったときにどういうことを注意したらいいのかなど、幼稚園のときから段階別に契約等を学べるような資料を作っている。また小学校についてもインターネットゲームなどのトラブルがあるので、そういった携帯電話の使い方について啓発セミナーという形で子どもの消費生活相談員が各小学校等に出向いて教室を行っている。幼稚園、小学校の先生を対象にした研修会は行っていないが、幼稚園や小学校の家庭科部会の集まりに相談員が行き、消費生活について説明し、先生方にもそういう研修会の中で学んでいただくことをやっている。それぞれ発達段階別に教材を使いながら、契約や買い物、また

	<p>特殊詐欺に引っかからない、そういった教育を進めて高校生、成人になるという教材を作っている状況である。</p>
会 長	<p>幼稚園では、お子さんに分かりやすく説明するときに、保護者の方も一緒に勉強してもらい、そういう効果もプラスで考えたら良いのではないかと。</p>
事務局	<p>小学校、中学校、幼稚園のPTAの会、そういったときにも私どもの方から講師を派遣して、いろいろ学んでいただける機会を持っていただくようにしている。</p>
委 員	<p>31ページ「目標項目」の消費生活センターのことで、これで良いとは思いますが、法で定めた消費生活センターの要件が、①消費生活相談員を設置すること、②P I O-N E Tを設置すること、③週4日以上相談できること、ということになると、小規模の市町村ではハードルが高いと思う。前回の基本計画で目標がなかなか達成できなかったということで、項目を県内の人口カバー率に変更すると目標が達成されやすくなるかもしれないが、人口の少ない市町村が置き去りになるのではないかと気になった。県北は過疎化が進んでいるので、こういう設定になると消費生活センターは市町村に無くても良いという目標ではないのかと受け取った。</p> <p>その下の項目だが、消費生活センターを市町村に設置するための一番最初の段階だと思うが、消費生活相談員を設置する市町村に、前は含んでなかった派遣相談員を含むにしてしまうと、消費生活センターを設置する条件を満たさないのに目標が達成されてしまうことになるので、この項目を置く意味があるのか。消費生活相談員を設置するのは、消費生活相談員の資格を持っている人の絶対数が非常に少ないし、あったとしても勤務する状態にある人が少ないなど採用のハードルが高いのだと思う。消費者基本計画と違うことになると思うが、消費生活センター機能の一つとして、消費生活相談員を育成するというのも重要なのではないかと。</p>
事務局	<p>確かに全県でなかなか消費生活センターが市町村で設置できていないということで、設置できていない市町村の住民の相談の7、8割を県消費生活センターで受けている状態になっている。市町村で消費生活センターを設置すると、大抵6、7割の相談が市町村の消費生活センターに行くということで、確かにそれぞれの市町村に住んでいる住民の方は身近なところに相談窓口があるということは、非常にメリットが生じてくるのではないかと。なお今回の変更というのは、国の指針に合わせてカバー率の数値の取り方に変更した。</p> <p>2番目の消費生活相談員を配置する市町村数の派遣相談員だが、主に県のセンターから相談員を週に1回程度派遣しており、そのときに市町村職員が受けた相談の内容を聞いて、相談者の方に返すというようなことを行っている。また、そこで受けた相談を県センターに持ち帰って、市町村から経由した相談ということで県センターの方で相談業務にあたっている。そういった市町村に身近な相談窓口があるということで、そのときに市町村の住民の方も行きやすくなるので、全市町村に窓口が設置できればと目標に掲げている。</p> <p>消費生活相談員の人材育成にあたっては、県の方で市町村の消費生活相談員の方を集めて、年に4～5回相談員の研修を行うとともに、また国の制度で、新しく相談員になる方のオンラインの相談員講座が今年からでき、相談員の拡大を図っている施策をとっている。</p>

会 長	やはり過疎地域、人口減少地域での消費者の問題、特に高齢者の問題は重要だ。なぜかというと、人口減少が進んでいる地方自治体では税収が少なくなっているのでどんどん人員削減しているが、人員削減した中でも行政のやらなければならない分野は無くなる訳ではないので、1人にいくつも担当させている。そういう中で詐欺師は過疎地域のお年寄りを一発狙ってやろうと考えていると思うので、県もお金と人員の問題があるとは思いますが工夫してもらい、先ほど質問があったようなことに対応できるよう検討してもらえれば、本当に過疎地域の方は助かるのではないかと。
委 員	よくまとめているなと思う。調査報告書を見てもデータの%が数字を色分けしており分かりやすく、ただで分るように工夫していると思う。先ほど会長が言われたのと同じように、188の数字はもっとこだわってほしいと思った。
委 員	17ページの「施策の方向6」 「外国人の消費者トラブルの解決支援」だが、外国人の消費者トラブルの内容を具体的に教えてほしい。
事務局	外国人がトラブルに巻き込まれた場合に、よく相談されるのが、岡山県外国人相談センターが岡山県国際交流センターの中あり、そちらは一時的な窓口になっている。その中で消費生活相談が県消費生活センターに回る仕組みになっている。よくある相談としては、やはり留学生の方も携帯電話を日本でも使っているので、携帯電話料金にオプションが付いて非常に高い料金になったが、携帯電話会社と日本語でなかなか交渉ができない、その内容を聞けない場合に消費生活相談員が携帯電話会社に内容等を聞いて、どうしたら料金が安くなるのか、どういう料金が掛かっているからこうなると説明する等、携帯電話とかのトラブルが最近目につくところである。
委 員	国際交流センターと連携を取っているのか。
事務局	県内の相談機関のうち、外国人においては県の国際交流協会の中にセンターがあるので、そちらと情報交換会等を開催し情報交換しながら対応しようと考えている。
委 員	具体的な啓発活動はあまりしていないのか。
事務局	啓発だが、外国人の方に対しての188の啓発は県では特にやってない。主には外国人相談センターの啓発を在留者の方等に行っている状況だ。
委 員	この基本計画の対象になるか分からないが、基本目標I「消費者被害の防止・救済」で、「消費者の権利擁護」が「施策の方向7」にあるが、データを見ると、やはり高齢者の見守りが大事、高齢者が訪問販売の被害にあっている実態がある。かなりずいぶん前から訪問販売を禁止するステッカーを貼ってもらうことはあったが、高齢者の自宅にそういうステッカーを貼っているのに、あえて訪問販売があれば罰則付きで禁止する条例制定の動きが全国的にもあるので、それを岡山県内で推進するような調整をしてはどうか。10月25日に報道されていたが、熊本県の1市3町共同が消費生活安心条例という罰則付きの条例を作っている。結局1市だけで条例作ってもあまり意味がないので複数の自治体で共同して行ったということがあるので、県が主導してもらいたいがどうか。やり始めると1年も経たずにできるようなので、本腰入れてやればできるのではないかと。

事務局	<p>大変効果的なご提案をいただいたが、条例の制定・改正となると、県の条例の制定・改正は基本的に県の方で自主的に対応できるが、市町村においては、それぞれ市町村の地域の状況等があるので、それぞれの市町村の状況を考えながら、今は主導という言葉を使えないので助言等を行っていくことになる。今提案いただいたものも含めて、高齢者の方の被害をいかに食い止めていくかということは、今後5年間のこの計画の期間中も重点的な課題だと思っているのが、やはり地域の見守りの機能をしっかりと強化していくことが柱になっていくと思っている。その上で、今ご提案いただいたような法制度の整備、こういったものも必要に応じて検討していく必要もあると思うので、今後の検討課題ということで受けとめさせていただく。</p>
会長	<p>過疎地域の高齢者というのは、割と孤立して情報も入らないといういろんな問題を抱えている。実は研究の関係で人口減少が進んでいる所の高齢者の方をどんなふうにサポートするかを調べたことがある。健康管理として市町村の行政が回ったりするが、先ほども言ったように財政的にきついで、保健関係の方も行ける回数も少なく、中には1日、2日食事も食べないままで寝たきりで寝転がっているだけの高齢者の方もいたり、認知症でほとんど素っ裸のような状態でブラブラ歩いている方もいて、そういう方をどんなふうにして救うのか。実は山間地域には移動販売が結構入っているので、その移動販売の方に、そういう方を見かけた情報を伝えるということを真庭市に提案したことがある。まだ実行していないが、移動販売される方にタブレットを渡して、そのタブレットの中にお年寄りの方で問題のある方がいたら、ずっと売って回った後に家に帰って夜にでも真庭市の保健関係にメールで送ってもらおうと、あそこの地域のAさんにはこういう問題を抱えているということを知ることができ、しかもその情報収集コストは掛けなくてもよいということで、その移動販売の方に協力してもらおうというようなシステムを提案している。先ほど意見があったように、高齢者の方の消費者被害も含めて、むしろ消費者被害だけでなく、高齢者の方の生活全般もひっくるめて、どんなふうにして守っていくのかというトータルのシステムを行政側としても考えてもらいたい。行政だけでやれと言っても税収が減少して財政状況が厳しいのはどの自治体も同じなので、金は使わないで頭を使って何かやれるようなシステムはあると思うので、そのあたりを行政の方で知恵を出してもらいたい。</p>
委員	<p>高齢者に限らないが、29ページに「情報の提供」があり、今このような手口でこういうことが起きているとか、こういう商品の購入に問題があるとか、既に細かく様々な広報媒体を利用して提供することになっているので、ぜひそれをきめ細かく、スピーディーに今以上に実現してもらえたらありがたい。</p> <p>意識調査に関わる話で、先ほどから出ている188の周知、認知だが、先ほどの情報を得るということについてもすごく大事だと思うのだが、分厚い報告書の40ページの上の方に「被害にあった際にどこかへ（誰かへ）相談したり、伝えたりしましたか」で、平成25年に比べて令和2年度は「相談したり、伝えたりした」という人の割合が減っているがどうしてなのか。統計の誤差の関係かもしれないが、188の認知が実際に活用されるような状態で広まっていないのであれば、やはり188の周知は、先ほど会長が言ったように100%を目指してぜひ強力に進めてもらいたい。</p>
事務局	<p>結論から言うと原因は分かってない。年代別を見ても全年代において下がっている状況なので、誤差ではなく統計としての確たる結果なのではないか。ただ原因というの</p>

	<p>は、特に前回の平成25年の調査した夏頃というのは、消費者関係のいろんな問題が勃発しており、消費者問題に対してすごく皆が関心を持つようなタイミングだったのだが、だからといってそれがどう関係するのかということとは分かっていないし、今年もコロナの関係でいろんな詐欺が出ているので状況は一緒だと思うので原因は分かっていない。</p>
会 長	<p>騙されても誰かに相談したり、伝えたりすることをしなかった方が半数近くいるということは結構大きな問題だ。逆に相談したり伝えたりしていたら、実は被害にあった件数は倍増している可能性も十分考えられるので、是非、重要なポイントとして調べていただき、それに対して行政としてはどんな対応ができるのかということも検討いただきたい。</p>
委 員	<p>25ページに「施策の方向2」 「消費者団体の交流・連携の促進」があるが、具体的にどのように活用すればよいのか。具体的な使い方、利用の仕方を教えていただきたい。消費者団体同士でこういうことをしてほしいとか、何をどうやって促進すればよいか教えてもらいたい。</p>
事務局	<p>消費者団体の交流・連携ということで、消費生活センターの中に消費生活プラザという交流スペース等を設けており、そちらは自由に一般の方でも団体の方でも無料で使うことができる。また、きらめきプラザの中にも会議室等がある。センターの活用方法としては、センターでは講習会等を行っているので、例えば青年団協議会の会員の方が消費生活の研修をやりたいということでセンターの講習を受けることもできるようになっている。消費者団体の交流の場ということで積極的にセンターの研修室やプラザを使ってもらいたい。</p>
委 員	<p>先ほどからずっと聞いていて、私が188（いやや）を聞いたのは初めてだ。私は自治会、町内会の関係やっているが、そういったものが末端の皆さんまで行ってない。こういった資料ができたとして、どういう形で末端まで伝えるのかということがある。実際に岡山県は広報誌を月1回発行しているが、それを見たことはない。岡山市も広報誌があり毎月発行しているが、それを全ての家庭に配っており、その中に必要なことを書いてある。いろんな電話番号、例えば188を皆さんに配りたいのであれば、シールにして各戸に配ることをやっているの、その辺を考えてもらいたい。要するに、こういったものを作ってどう形で広報をしてもらえるかということだ。</p> <p>それともう一つ年寄りが注意しなければならないのは、今ガラケーからスマートフォンに替えないといけないが、私ももういい年なのでガラケー以外は全然使い方が分からない。誰かに悪知恵があればすぐ騙されてしまうことがあるので、それも気をつけながら広報の仕方を考えてもらいたい。</p>
事務局	<p>県の広報誌は2か月に1回、新聞の広告と一緒に配布しており次は12月に入れる予定だ。また民間の寄付で、この188に掛けてもらえるように、それぞれの家の電話の近くに置いてもらえるハガキ大のものを用意しており、お金の集まり具合によって配る範囲に限られるが、岡山市、岡山市以外の圏域についても年賀状と同時に各戸に配れるような形で用意している。年齢調査の方で出たが、高齢者の方が割と新聞やテレビを活用し、若者についてはSNSということがあるので、年齢に合わせて様々な媒体を組み合わせた形で188について広報をしているところである。今後については今回のご意見をいただいたものを踏まえて、改めて考えさせていただき効果的な広報を行いたい。</p>

会 長	<p>極めて公務員としては優秀な答弁だが、実際に今質問したことが十分伝わっていないという実態があるので、やはり188が自治体と町内会等を通じてどんなふうに伝わるシステムになっているのかという実態を、一度、町内会長のところへお邪魔し、どういう形で配布されてどんなふうに県民の方に伝わっているのかを現場で見る、その地域の町内会の方に意見等を聞いてみる、そういう現場に出かけて確認し問題点を把握するというのを一度した方がいいのではないかと。連合町内会長があまり知らないという意見だったと思うので、それがもし現実だとすれば、やはり伝え方にもっと工夫が要るのではないかと。是非そういう工夫をしてもらいたい。</p>
委 員	<p>一度、県の方から岡山市の方へ広報誌を配ってくれないかと話があった。要するに新聞に広報誌が入っていても全然見ない。広報誌を各戸へ配っても見ない人が多いので、新聞紙の広告に入れるよりは、各連合町内会等に話を持って行けば話には乗ってくると思う。私は岡山県から話があったと市の事務局から聞いたが、「それは別に構わないのでは、一緒に配布すればいいわけだから。」と話した。広報の仕方をよくやってもらいたい。</p>
会 長	<p>ありがとうございます。貴重なご意見として聞かせていただきたいと思うし、やっぱり現場を見てもらい、どういうところがうまくいっていないのか、というのを確認してもらいたいと思うのでお願いしたい。</p>
委 員	<p>消費生活問題研究協議会はほとんどの市町村にあり、詐欺に遭わないというチラシを配りながら呼びかけているが、スーパーの店頭を借りたりして市町村で人がたくさん集まるようなところでいつもするので偏っているのではないかと。そこに来られない方には行き渡らない。また188だが、昔は消費生活センターの岡山、津山、笠岡等大きいところの電話番号が書いた冷蔵庫に貼る磁石を配ったりした。番号を簡単にということで188に替わったときに、「#シャープは要らないのか？」と言う人がいたり、「警察に電話するか、#9110」と書いてあるものもあり、いろんな番号があるので混乱してしまうのではないかと。実際に知らない方もいるので、それをどうやって広めていったらいいのか難しいと思う。</p>
会 長	<p>県の方でチラシを作るのであれば、いろんな団体の方に集まってもらい、どういう内容で、コンパクトにまとめて、一番受け取ってもらいやすく、理解しやすく、使いやすいものを作られたらどうか。やはり公務員の中だけですと、どうしてもなかなか他の方に理解しにくいということもあるので、貴重な意見なので参考にさせていただき、そのときは中里委員に参加いただいて、意見を聞かせてもらえばよいのではないかと。</p>
委 員	<p>私は商工会議所で商売の方が多。コロナの関係で商工会女性部も県連でコロナの差別をしないというステッカーを作ることになった。ステッカーを作り玄関先に貼ると皆さんが見てくれるのではないかと。</p> <p>それから今日も見たが、これがテレビでどういうふうな感じになるか分からないが、テレビに出るということは非常にインパクトがあるので、188が頭にこびり付くのではないかと。</p> <p>先ほど言われた幼・小の関係だが、お店に来て物も物を突いてそのままポツと放り投げたりするので、今のコロナの時期に親の教育、学校の先生の教育がこの幼・小は一番大</p>

	<p>切な時期だ。教員の指導やセンターの紙芝居とかいろいろすると言われたので、それはとても良い考えではないか。3～6歳に身につくことは中学生になっても高校生になっても身につくことだから非常に良い考えだと思うのでぜひやってもらいたい。</p>
委員	<p>「若年者への」という言葉が何回か出てくるなと思いながら見て、案の中の若年者というのは誰を指しているのかと思いながら、高校生以上のことを指しているのか、というふうな感じが強いなと思いながら読んだ。だが実際のところは、中学生になるとスマホを持っている率も半分を超えるという感じなので、自分でゲームで課金をしてトラブルを起こしたり、SNSで被害に遭うことも起こっている。若年者といっても中学生からの消費者教育をどんどんやれと言われてたら困るというのを前回少しだけ申し上げたが、この数値目標が高校で出されてくるということは、そのアンケート等での集計をされるのが高校生対象であるので、義務教育のレベルのところでは、例えば、やりましたか、やりませんか、程度の調査は行わなくていいのか。重点目標のところ「消費者教育の強化」と書いてあるが、中学生以下のところを強化するのかもしれないのか、どう強化するのかということについてはあまり具体的なことはなかったもので、これだと従来通りになってしまう、その学校の先生の意識によって取り上げてみたり、取り上げなかったりになるのではないかと。5年経ったときに、調査をする18歳以上の人に同じような意識調査をしたときに、18歳になっている5年前の子といたら小学生なので、その人たちがアンケートに答えたとして、やった、やらないというのは、中学生年代ぐらいのことを答えるので、数値目標ではないので数値が上がらないのではないかと。目標設定されると縛られてしまい今の中学校現場は困ると思うので、数値目標を設定してくれという意味ではないが、アンケートで調査をしますぐらいの姿勢はあってもよいのではないかと。やらないよりはやった方がよいと思っているので、そういう姿勢がどこかで示した方がよいのではないかと。</p>
委員	<p>小学校では、前回も少し話したが、家庭科の教科書に、消費者としての役目、契約等が入っており必ず勉強するので、やはり新しいところなので教員の指導力の向上で子供の印象に残る、理解が深まる、自分の生活と本当に結びつけて自分のこととして考えるという教材や、学習の仕方を考えていかなければならない。</p> <p>別の話だが、国としてGIGAスクール構想があり、今年度中に日本全国の小学生と中学生全員に1人1台、学校でタブレットが渡されることになっており、子供たちが持つようになる。今の携帯でいろいろあるが、1年生も持つので、ますます子供にとってインターネットやSNSがすごく身近になってくると思う。上手く使えば啓発にもつながると思うが、下手するとトラブルに巻き込まれることも増えていくので、新しい方向として消費者教育ということを考えていかなければいけない。</p>

4 閉会

- ・ 皆様の御意見及びパブリックコメントを踏まえ、第4次岡山県消費生活基本計画の策定手続きを進めたい。策定手続きとしては、来年2月頃に開催予定の第3回の懇談会で計画案を報告させていただき予定である。